

市民相談日程表（8月分）

鎌倉市役所 TEL 23-3000（代表） 平日8：30～17：00

～1～

相談名称	相談内容	相談日時		相談場所	相談担当者	申込方法	担当窓口		
行政相談	国の行政等についての相談	6	火	13：00～16：00	市役所	行政相談委員	随時		
法律相談	法律的な問題（相続、借家、借地等）についての相談 問題解決のきっかけとしていただくことから、同一案件での相談は1回限りとなります。	2 9 16 23	金	09：00～16：00	市役所 ※	弁護士	予約制 ・相談日の1週間前から受付 ・受付日が祝・休日に当たる場合は、その前開庁日から受付 ※は、面談・電話の選択可		
		30	金						
		13 27	火						
		20	火	17：30～20：00	市役所 ※				
		7	水	10：00～16：00	深沢支所				
		14	水	10：00～16：00	大船支所				
		21	水	10：00～16：00	腰越支所				
	28	水	10：00～16：00	玉縄支所					
	女性を対象とした法律的な問題についての相談	15	木	09：30～16：30	市役所 ※	弁護士（女性）	くらしと福祉の相談窓口 61-3864		
税務相談	土地の売買、相続、贈与等の税金についての相談	14 21	水	09：00～16：00	市役所 ※	税理士			
司法書士相談	土地の売買、相続等に伴う登記、成年後見制度等の手続きについての相談	20	火	13：00～16：00	市役所 ※	司法書士			
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書等の書類作成の支援、契約書類の作成等についての相談	28	水	13：00～16：00	市役所 ※	行政書士			
不動産相談	不動産についての相談	8	木	14：00～16：00	市役所 ※	専門の相談員			
マンション管理相談	マンション管理（マンションの修繕や管理規約の改正、理事会運営等）についての相談	1	木	13：00～16：00	市役所 ※	マンション管理士			
建築の紛争予防等に関する相談	建築及び開発行為に係る紛争の予防及び調整についての相談	5 26	月	09：00～16：00	市役所 ※	建築等紛争相談員		予約制	
おくやみコーナー	ご家族などを亡くされた後の手続きの相談	月～	金	09：00～15：40	市役所	職員		予約制	おくやみコーナー 61-3833
消費生活相談	消費生活（商品やサービスの契約トラブル等）についての相談	月～	金	09：30～16：00	消費生活センター（市役所）	消費生活相談員		随時	消費生活センター 24-0077
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、職場等で女性が持つ悩みについての相談	月～	金	10：00～13：00 14：00～16：30	市役所	女性相談員		面談は予約制	地域共生課 23-9311 （相談専用）
人権相談	人権に関する悩みごとについての相談	6 20	火	13：00～16：00	市役所	人権擁護委員	予約制	地域共生課 61-3870	